紹介／神戸市が公開した阪神教育闘争関連資料

飛田雄一（『むくげ通信』307号、2021年7月25日）

今年のゴールデンウイークは、神戸学生青年センターの引っ越しで大変だった。たくさんの荷物／資料を断捨離した。その過程で、面白い資料をけっこう発見／再発見した。そのひとつが今回紹介する阪神教育闘争に関する資料である。

李相泰さん（神戸市）が「神戸市公文書公開条例」にもとづいて請求した阪神教育闘争関連の公文書で、1994年4月20日に公開された。当時、阪神教育闘争50周年（1993年）事業に取り組んでいたなかで、李さんが神戸市に資料請求したのである。本資料は、『神戸市公文書公開条例にもとづき公開された 1948 年「4.24」阪神教育闘争関係資料』（B4、74枚）として印刷された（発行部数不明、今回この資料集が発見？された）。資料集まえがきで、「001から098のナンバーは、便宜上飛田がいれたものである。文書 B5、B4が混ざっており、ナンバーは B5 についてはその頁に、B4 については右の頁に入れた」とされている。

●

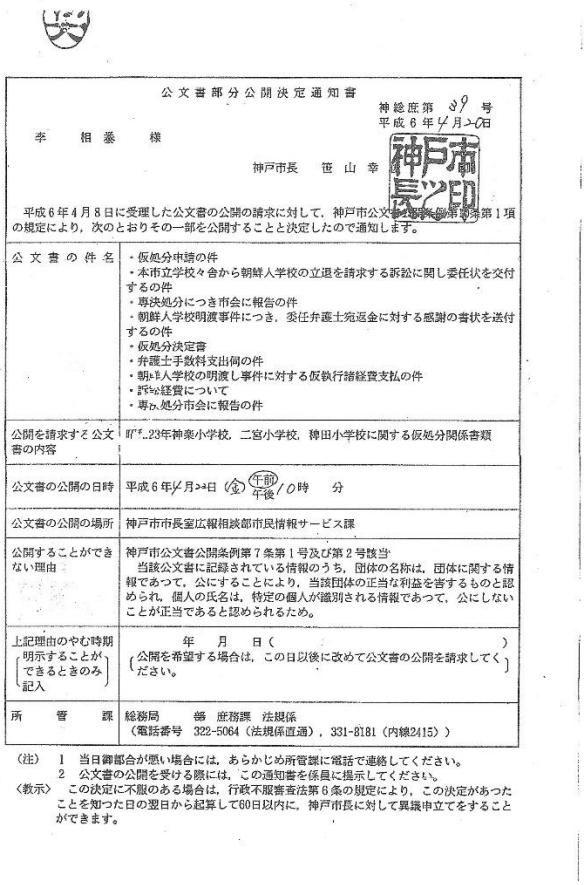

公文書部分公開決定通知書

神総庶第 89 号
平成6年4月20日

李　相泰　様

神戸市長　笹山幸

平成6年4月8日に受理した公文書の公開の請求に対して，神戸市公文書公開条例第7条第1項の規定により，次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公文書の件名	・仮処分申請の件 ・本市立学校々舎から朝鮮人学校の立退を請求する訴訟に関し委任状を交付するの件 ・専決処分につき市会に報告の件 ・朝鮮人学校明渡事件につき，委任弁護士宛返金に対する感謝の書状を送付するの件 ・仮処分決定書 ・弁護士手数料支出伺の件 ・朝鮮人学校の明渡し事件に対する仮執行諸経費支払の件 ・訴訟経費について ・専決処分市会に報告の件
公開を請求する公文書の内容	昭和23年神楽小学校，二宮小学校，稗田小学校に関する仮処分関係書類
公文書の公開の日時	平成6年4月24日（金）午前・午後 10時　分
公文書の公開の場所	神戸市市長室広報相談部市民情報サービス課
公開することができない理由	神戸市公文書公開条例第7条第1号及び第2号該当 当該公文書に記録されている情報のうち，団体の名称は，団体に関する情報であって，公にすることにより，当該団体の正当な利益を害するものと認められ，個人の氏名は，特定の個人が識別される情報であって，公にしないことが正当であると認められるため。
上記理由のやむ時期（明示することができるときのみ記入）	年　月　日（　　） （公開を希望する場合は，この日以後に改めて公文書の公開を請求してください。）
所管課	総務局　庶務課　法規係 （電話番号　322-5064（法規係直通），331-8181（内線2415））

（注）1　当日御都合が悪い場合には，あらかじめ所管課に電話で連絡してください。
2　公文書の公開を受ける際には，この通知書を係員に提示してください。

（教示）この決定に不服のある場合は，行政不服審査法第6条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，神戸市長に対して異議申立てをすることができます。

1994年4月20日付の「公文書部分公開決定通知書」を上に貼り付けた。何とか読めるだろうか？

「内容」には、「昭和23年神楽小学校、二宮小学校、稗田小学校に関する仮処分関係書類」とある。部分公開で、残りの？文書が公開されなかった理由は、「神戸市公文書公開条例第7条第1号及び第2号該当／当該公文書に記録されている情報のうち，団体の名称は，団体に関する情報であって，公にすることにより，当該団体の正当な利益を害するものと認められ，個人の氏名は．特定の個人が識別される情報であって，公にしないことが正当であると認められるため」とされている。見たいものだが仕方がない？？

「公文書の件名」は、以下のようになっているが、それに、飛田が表題番号、頁番号等をいれたものを以下に示す。

1）仮処分申請の件　9頁
2）本市立学校々舎から朝鮮人学校の立退を請求する訴訟に関し委任状を交付するの件　11頁
3）専決処分につき市会に報告の件　14頁
4）朝鮮人学校明渡事件につき，委任弁護士宛返金に対する感謝の書状を送付するの件　68頁
5）仮処分決定書　71頁
6）弁護士手数料支出伺の件　85頁
7）朝鮮人学校の明渡し事件に対する諸経費支払の件　87頁
8）専決処分市会に報告の件　91頁
9）訴訟経費について　95頁

（※8）9）が「通知書」とどういう訳か逆になっているが飛田ナンバリングの順とした。）

3)の専決処分につき市会に報告の件が 54 頁分で最も分量が多い。この報告の扉には、1948年4月26日起案とある。決済日が判読できない。「本市小学校校舎の明渡に関する仮処分申請につき左案により市会に報告承認を求めたく伺」とある。

ここには、41の文書が入っている。1946年3月12日から1948年5月10日までのもので、興味深い資料があるのでいくつか紹介する。いずれも複写機の普及していないときのこと、手書きでの「写」である。

■1　1946年3月28日、神戸市総務局長 柴田銀次郎より在日本朝鮮人聯盟兵庫県本部委員長 李民善への「市立真野稗田両国民学校一部使用の件」。使用を許

可したものである。これと別に「借用証書／一、黒板壱枚／右正に借用仕候／1946年6月15日／在日本朝鮮人聯盟兵庫県本部文化部長 金慶煥／真野国民学校校長殿」というのもある。金慶煥は、故金慶海さんの兄である。

■1

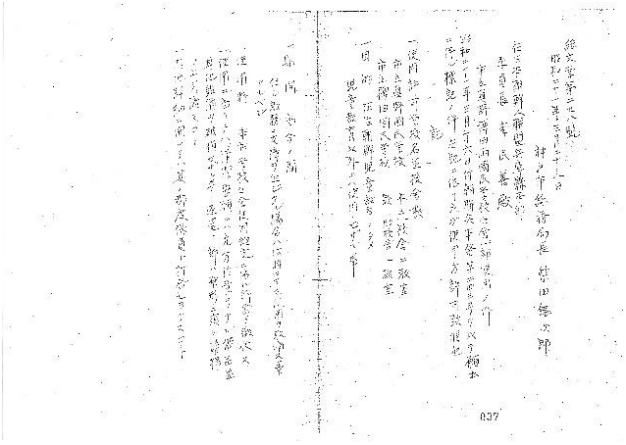

■2　1948年4月5日、GHQのラッセル・レーコップ中佐が兵庫県知事に送った通告の訳文。末尾に「本通告は総ての地方事務所及市当局に直ちに之を送付しこれを実施せしめる様取計られたい」とある。

■2

■3　「4.24」が近づくと緊張が高まっていくが、1948年4月7日、神戸市長小寺謙吉が、在日本朝鮮人聯盟長と朝鮮建国促進青年同盟長に送ったとされる手紙の写しもある。コピーを貼り付けたが、読みにくいので翻刻？しておく。「朝鮮学童の問題に就いてお話申上げたい件がありますのでご多忙中御苦労様ですが、明八日午前十時代表の方三人神戸市役所市長室へ御出し願い度く存じます」

■3

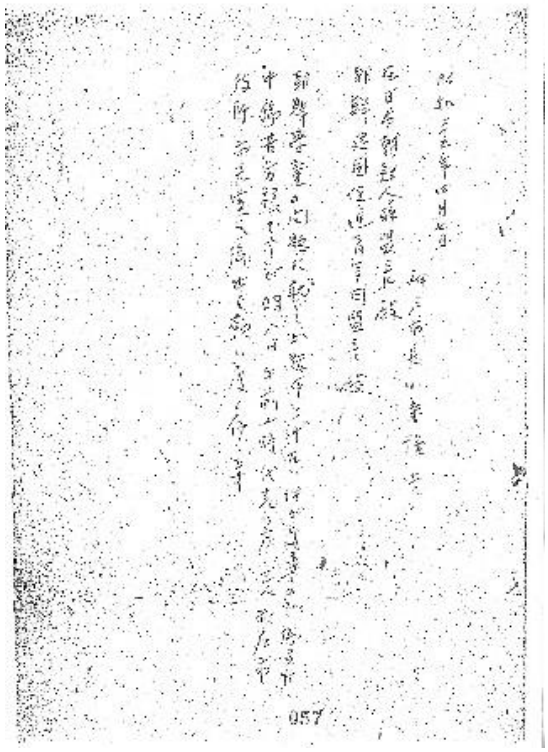

●4　同4月10日には、兵庫県知事が神戸市長に「貴市立小学校内にある朝鮮人学校に対して本日左記の通り閉鎖命令を発したから御了知の上適当なる措置を講ぜられたい」として、朝連の二宮、稗田、神楽の三校、建青の神楽小学校が指定されている。

■4

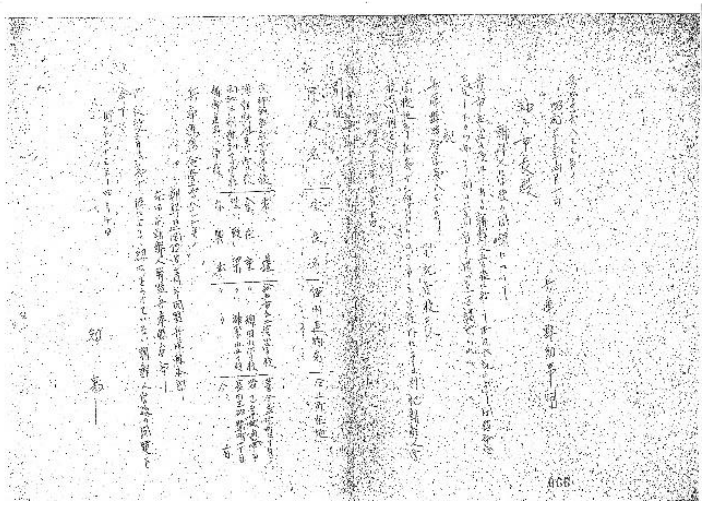

■5　4月12日には、朝鮮初等学校父兄総会代表 具滋弘の名前で神戸市長に対して「決議文」がだされている。コピー参照。また同日付で、東神朝鮮初等学校父兄総会代表 金碩柱および西神戸朝鮮初等学校父兄総会からも決議文が神戸市長に送られている。

■5

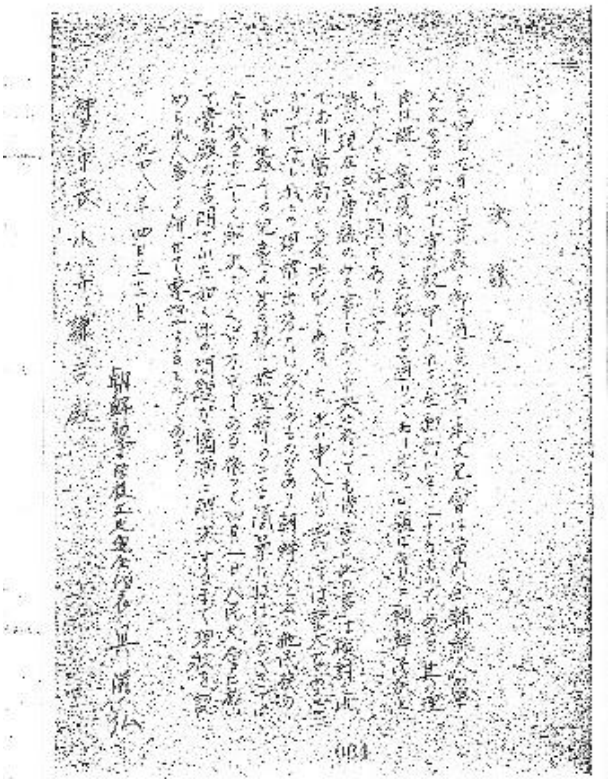

■6　4 月 24 日、兵庫県庁における朝鮮人側と兵庫県知事らとの交渉が行われ、一旦閉鎖命令が撤回されることになったが、それを受けて、①神戸市長の「撤回する」という文書と、②撤回は無効であるという兵庫県知事の声明の写しがある。コピーをいれたが、翻刻？も以下に入れておく。

■6

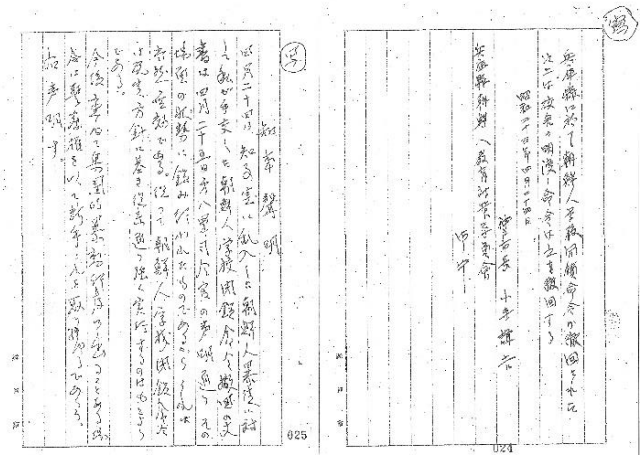

①「兵庫県において知事学校閉鎖命令が撤回された以上は校舎の明渡し命令は之を撤回する／昭和二十三年四月二十四日／神戸市長 小寺謙吉／兵庫県朝鮮人教育対策委員会御中」

②「知事聲明／四月二十四日 知事室に乱入した朝鮮人暴徒に対して私が手交した朝鮮人学校閉鎖命令撤回の文書は、四月二十五日第八軍司令官の声明通りその場面の情勢に鑑み行われたものであるから、それは当然無効である。従って朝鮮人学校閉鎖命令は既定方針に基き従来通り強く実行するのはもとよりである。／今後重ねて集団的暴動行為に出ることある場合は警察権を以て〇〇これを取り締まるであろう。右宣言す。」（〇〇は、判読できません。どなたか教えてください）

4 月 24 日の夜に非常事態宣言が発せられ、朝鮮人学校を守ろうとする人々に大弾圧が加えられたことはよく知られた事実である。

●

■7　今回紹介した文書には、1)仮処分申請の件の前に神戸市の「公開決定通知書」の項目に入っていない文書が 8 頁分ある。その 1、2 頁のコピーを貼り付けその最初の部分を翻刻しておく。それにしても書かれている便箋に「陸軍」とあるのにびっくりした。1～5 頁まですべて翻刻するのは大変なのでどなたかよろしくお願いします。6、7 頁には 1948 年 5 月 10 日までの「朝鮮人学校問題経緯」がある。以下、冒頭の文書の最初の部分の翻刻。

「議員総会 市会等における説明／只今から今回の朝鮮人学校に対しまする本市立学校校舎からの明渡し請求の問題につきまして御報告申し上げます。／現在本市には朝鮮人の団体として在日本朝鮮人聯盟兵庫県本部と朝鮮建国促進青年同盟兵庫県本部の二つの団体がありますが、この二つの団体が昭和二十一年三月から四月にかけて本市小学校々舎一部につき・・・（後略）」（残念、スペースがなくなったので翻刻をここでストップする）

■7

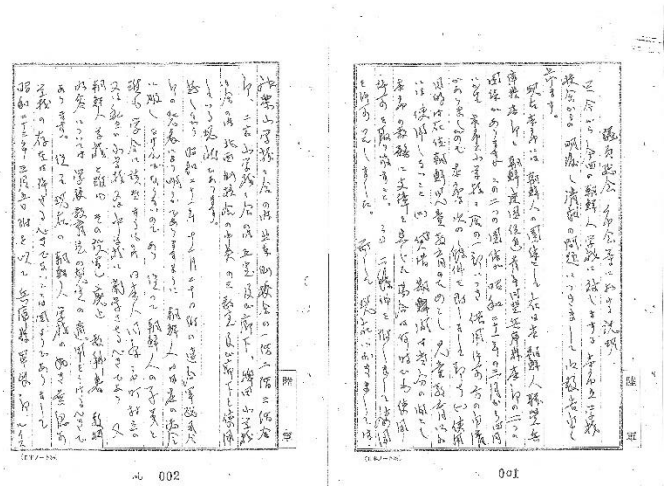

（※この資料集をむくげの会のホームページにはりつけました。「ニュース」1 行目にそのアドレスをいれました。自由にダウンロードしてください）